

旧河津町立東小学校施設 指定管理者公募要項



令和 7 年 6 月

伊豆の踊子と河津桜の里



かわづちょう
静岡県河津町

目 次

第 1	指定管理者の公募趣旨	2
第 2	指定管理者の公募	2
第 3	施設の概要	2
第 4	指定管理者が行う業務内容	2
第 5	指定管理期間	3
第 6	指定管理業務に係る経費に関する事項	3
第 7	申請者の資格等	3
第 8	申請の手続き等	4
第 9	管理運営に要する条件	6
第 10	候補者の選定	9
第 11	候補者選定後における手続き等	12
第 12	その他留意事項	12
第 13	公募のスケジュール	13
第 14	配布資料	14
第 15	問い合わせ	14

第1 指定管理者の公募趣旨

河津町（以下「町」という。）は、令和5年4月「河津町立南小学校」、「河津町立西小学校」、「河津町立東小学校」の3校を統合し、「河津町立河津小学校」を開校した。それに伴い、閉校となった小学校施設の活用を検討したところ、旧河津町立東小学校施設（以下「施設」という。）を維持管理し、かつ、「持続可能な循環型社会の実現に向け、新技術を活用した新たなイノベーションを活用した分野による取組み」、「海や近隣の宿泊施設を活かした産業振興に繋がる取組み」、「今後の町づくりに寄与すると見込まれる分野における取組み」として有効活用されることの3点を目的として、民間事業者の柔軟な発想、企画により、施設を有効活用する指定管理者を公募することとなった。

第2 指定管理者の公募

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び第4項、河津町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成17年河津町条例第12号）第2条の規定により、指定管理者を公募するにあたり、旧河津町立東小学校施設指定管理者公募要項（以下「本要項」という。）及び旧河津町立東小学校施設指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、指定管理者を公募する。

本要項及び仕様書は、指定管理者の申請について留意すべき事項を定めたものであり、内容を十分に把握したうえで申請すること。

第3 施設の概要

- （1）施設の名称 旧河津町立東小学校施設
- （2）所在地 静岡県賀茂郡河津町見高1032番地 ほか
- （3）施設の敷地面積・延床面積、主な施設等
別添「仕様書」を参照。

第4 指定管理者が行う業務内容

- （1）施設及び設備等の維持管理業務に関すること。
- （2）持続可能な循環型社会の実現に向け、新技術を活用した新たなイノベーションとして、ドローンを活用した取組みに関すること。
- （3）近隣地区や町内宿泊施設等を活かした産業振興に繋がる取組みに関すること。
- （4）上記に掲げるものの他、町長が必要と認める業務。
※詳細な業務内容については、「仕様書」を参照。

第5 指定管理期間

指定管理に関する基本協定書締結日から5年間（事業実施のための施設整備、改修工事期間含む。）とする。ただし、この指定期間は河津町議会の議決を経て確定する。また、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

第6 指定管理業務に係る経費に関する事項

- （1）施設の維持管理にかかる経費に充てるため、町は指定管理者に対して指定管理料を支払う。指定管理期間における指定管理料の上限額は、2,000万円（単年度400万円以内）とし、事業計画書において提示のあった金額に基づき、年度ごとに支払う。支払いの時期、方法については、基本協定書において定めることとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- （2）業務運営上、支障をきたさないと判断できる範囲内での指定管理料の削減は選定時に評価する。
- （3）指定管理者による管理運営の水準が、本要項、仕様書及び基本協定書で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがある。減額の基準・手続き等については、基本協定書で定めることとする。

第7 申請者の資格等

1 申請資格

- （1）日本国内で法人格を有する団体（以下「団体」という。）
- （2）複数の団体により構成される共同事業体（以下「共同事業体」という。）
 - ア 共同事業体で申請する場合は、共同事業体の名称を設定し、代表となる団体（以下「代表団体」という。）を定めること。なお、特別な理由がある場合を除き、代表団体の変更は認めない。
 - イ 単独で申請した団体が共同事業体の構成員となることや、同一団体が複数の共同事業体の構成員を兼ねることはできない。
 - ウ 指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）の決定後の協議は代表団体と行う。

2 申請の制限

団体又はその代表者が次の各号に該当しないこと。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同項を準用する場合も含む）の規定により町における一般競争入札等の参加を制限されているもの。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしているもの。

- (3) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び地方税を滞納しているもの。
- (4) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は次のいずれかに該当するもの（法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者又はその経営に実質的に関与しているもの）が次のいずれかに該当する場合を含む。）
- ア 暴力団員でなくなった日から5年を経過していないもの。
 - イ 事業用地を暴力団の事務所、その他これらに類する目的で使用しようとするもの。
 - ウ 自己又は自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用しているもの。
 - エ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの。
 - オ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。
 - カ 暴力団等であると知りながらこれを不当に利用しているもの。
 - キ 河津町暴力団排除条例（平成23年河津町条例11条）に規定する暴力団関係事業者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者。
- (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者の依頼を受けて申請しようとするもの。
- (7) その他、町が特別な理由で不適格と判断するもの。

3 申請に必要な条件

事業説明会及び現地説明会に出席した団体であること。

第8 申請の手続き等

1 公募資料等の配布

本要項等申請関係書類は、総務課の窓口で配布する。

※町ホームページからもダウンロード可能

ホームページアドレス <https://www.town.kawazu.shizuoka.jp/>

2 事業説明会及び現地説明会

令和7年10月20日（月）午後5時までに説明会参加申込書（申請様式9号）を提出すること。提出方法は、電子メールでの提出とする。あて先は「第15 問い合わせ先」と同じ。（提出後に電話にて必ず到達確認を行うこと。）

○日 時：令和7年10月27日（月）午前10時から

○場 所：【事業説明会】河津町役場 【現地説明会】旧河津町立東小学校施設

○集合場所：河津町役場 2 階第 1 会議室

※説明会参加者は、各申請者 2 名以内とする。

※当日は、時間厳守で集合すること。

※公共交通機関を利用して来庁する場合は、現地説明会の会場までは送迎する。

※事業説明会及び現地説明会への出席は、申請の必須条件とする。

（共同事業体については、代表団体もしくは構成員のいずれかが出席すること。）

※現地説明会での質問の受付及び回答は行わないので、下記「3 公募に関する質問・照会の受付」により行うこと。

3 公募に関する質問・照会の受付

本要項の内容に関する質問及び現地説明会での質問事項等は、質問書（申請様式 10 号）を河津町総務課宛に電子メールで提出すること。電話（口頭）による質問は原則受け付けない。

質問受付期間：令和 7 年 10 月 27 日（月）～11 月 7 日（金） 午後 5 時まで

なお、質問・照会に関する回答は、令和 7 年 11 月 14 日（金）までに電子メールにて説明会参加団体全てに送信する。

4 申請書類の提出方法

申請書類は必要部数を備え、令和 7 年 12 月 15 日（月）午後 5 時までに河津町総務課へ持参もしくは郵送（期限日時必着）にて提出すること。また、提出書類が整っているか事前に確認を必要とする場合は、令和 7 年 12 月 8 日（月）午後 5 時までに河津町総務課に事前連絡をした後、持参もしくは郵送（期限日時必着）すること。確認結果については、令和 7 年 12 月 22 日（月）までに申請団体に連絡する。

5 申請書類

申請にあたっては、河津町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する規則（平成 17 年規則 7 号）第 4 条に掲げる書類を提出すること。

（1）指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

（2）事業計画書（申請様式 2 号）

（3）収支予算書（申請様式 3 号）

※指定管理期間内の年度ごとの収支予算書を作成すること。

（4）申請資格を有していることを証する書類

ア 法人の登記事項証明書（申請 3 ヶ月以内に取得したもの）

イ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

ウ 直近 1 年の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、地方税の納税証明書

（5）団体の経営状況を説明する書類

※過去 3 年間の貸借対照表、収支計算書（損益計算書）、キャッシュフロー計算書（残高証明書）等経営状況がわかるもの。

(6) 団体の活動内容等を記載した書類

ア 設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの

イ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

(7) 団体役員の名簿（申請様式 4 号）

(8) 誓約書（申請様式 5 号）

(9) 共同事業体の場合は、共同事業体構成員調書（申請様式 6 号）、委任状（申請様式 7 号）及び責任の範囲を定めた協定書等の写し

※共同事業体で申請をする場合、(4)～(8)の書類は構成団体全てについて提出すること。

6 提出部数

正本 1 部及び副本 15 部を提出すること。

7 申請書類作成上の注意事項

(1) 言語、通貨及び単位は、原則として日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める計量単位とすること。

(2) 提出書類の規格は、既成のパンフレット等を除き、全て日本産業規格 A 4 判で作成すること。また、ページ番号を中央下部に標記すること。

(3) 正本、副本ともに目次を付け、A 4 判 2 穴綴じフラットファイルに綴じること。

8 留意事項

(1) 申請は 1 団体につき 1 申請とする。

(2) 申請に関し必要な費用は、申請者の負担とする。

(3) 提出された申請書類の内容を変更することはできない。

(4) 町が提供した資料等は申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。

(5) 提出された書類は返却しない。

(6) 提出された書類は、候補者選定の実施に関する報告等に必要な場合を除き、申請者の許可を得なければ公表しない。

(7) 申請書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。

(8) 申請を取り下げる場合は、辞退届出書（申請様式 11 号）を提出すること。

第 9 管理運営に要する条件

1 基本事項

(1) 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理運営業務を行うこと。

(2) 緊急時の連絡体制の整備、平常時の業務マニュアルや事故発生時の応急対策などを記載した危機管理マニュアル等を整備すること。

(3) 施設を有効に利活用することで、地域の活性化につながる実現可能な事業計画とす

ること。

- (4) 校舎、体育館、グラウンドは河津町地域防災計画において、災害時の避難場所・避難所に指定してあり、地域防災の拠点施設であることから、避難所としての機能維持や地域住民の避難行動について配慮すること。また、グラウンドは町の防災訓練、災害時の防災ヘリコプター離着陸場としての利用があるため災害時やそれらの活動に配慮した提案とすること。

※直近での避難所開設、避難者数：令和元年（2019 年）10 月 12 日台風による体育館へ 25 人避難。

※ヘリコプターの離着陸は過去 10 年以上実績なし。

※町の防災訓練は年 3 回（3 月津波避難訓練、9 月総合防災訓練、12 月地域防災訓練）

- (5) 施設の維持管理及び運営にあたっては、建築基準法や消防法等の関連する法令、条例等を遵守するものとし、改修等のために必要な各種法令等に基づく届出は、指定管理者が行うものとする。
- (6) 事業計画の実現に向けて、地域住民を対象とした事業内容等の地域説明会等を開催することとし、地域住民の意見等を十分に聴取したうえで、可能な限り事業計画への反映に努めるものとする。
- (7) 地域住民との交流や連携を大切にし、良好な信頼関係の形成や周辺環境の保全及び公害防止並びに騒音対策等、周辺住民からの理解が得られるよう配慮するものとする。
- (8) 雇用が創出される場合は、町民を優先した採用に努めること。
- (9) 必要な消耗品や備品等は、可能な限り町内事業者から調達すること。

2 指定管理の対象範囲

施設及びその敷地全体を指定管理の範囲とし、指定管理者は使用しない施設についても包括管理を行うものとする。

3 指定管理者の負担

以下の項目については、指定管理者の負担とする。

- (1) 契約に関する費用
- (2) 許認可に関する費用
- (3) 設備の更新に係る費用
- (4) 施設、設備及びこれに類する機器の維持管理費用（別添「仕様書」を参照。）
ただし、建物火災保険料、排水施設敷地等賃借料は町が負担する。
- (5) 事業実施のために必要となる施設整備、改修に要する費用（施設の内外装・設備の改修をする場合は、事前に町の承認を受けなければならない。）
- (6) 施設の修繕費用（ただし、自然災害等を原因とする修繕費用の負担については、甲乙協議の上決定するものとし、建物の躯体に係る大規模修繕については、町の負担とする。）
- (7) 施設の光熱水費及びこれに類する費用（別添「仕様書」を参照。）

- (8) 施設で発生するごみ処理費用
- (9) 敷地内の樹木等の維持管理費用
- (10) 施設返還時に要する原状回復費用
- (11) その他使用に伴い発生する一切の費用

4 再委託の禁止

指定管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできない。ただし、清掃・警備及び設備の保守点検等専門性の高い個別業務等については、再委託することは可能とするが、この場合は、あらかじめ町の承認を得ること。

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者に再委託することはできない。

5 公序良俗に反する使用の禁止

- (1) 指定管理者は、施設を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に使用してはならない。
- (2) 指定管理者は、施設を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して上記（1）の定めに反する使用をさせてはならない。

6 風俗営業等の禁止

- (1) 指定管理者は、施設を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業の用に使用してはならない。
- (2) 指定管理者は、施設を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して上記（1）の定めに反する使用をさせてはならない。

7 法令等の遵守

関係法令や条例等による制限は、本要項に記載する限りではなく、指定管理者の責任において適宜、関連法令を所管する窓口に相談・確認し、遵守するよう提案事業の検討を行うこと。

問い合わせ先（参考）

相 談 内 容	担 当	電話番号
静岡県建築基準条例（建築基準法）に関する事	静岡県下田土木事務所 都市計画課	0558-24-2109
景観法・屋外広告物条例（看板等の設置や景観）に関する事		0558-24-2110
河津町土地利用事業・河津町景観条例に関する事	河津町建設課	0558-34-1952
国立公園（富士箱根伊豆国立公園許認可）に関する事	環境省下田自然保護官事務所	0558-22-9533
	静岡県賀茂農林事務所	0558-24-2074
消防法に関する事	下田地区消防組合	0558-22-1829
	下田消防本部 河津分署	0558-34-1119
水道法に関する事	河津町水道温泉課	0558-34-1954
文化財に関する事	河津町教育委員会	0558-34-1117

8 損害賠償責任保険の加入

指定管理者が故意又は過失等により、町又は第三者に損害を与えた場合は、指定管理者が賠償責任を負うものとするため、指定管理期間中の法律上の賠償責任を補償する損害賠償責任保険に加入すること。なお、保険に加入したことを証する書面の写しを町へ提出すること。

9 実地調査

町が必要と認めるときは、実地調査を行い又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとし、それに対し、指定管理者は協力しなければならない。

10 相隣関係

指定管理者は自己の責任と費用負担にて、事業化に係る問題等をすべて処理するものとする。この場合、指定管理者は町に対して、損害賠償その他の請求及び異議、苦情の申立てはできない。

第 10 候補者の選定

1 選定方法

- （１）河津町指定管理者選定委員会において、申請書類の内容並びにプレゼンテーション及びヒアリングの結果により審査し、候補者を選定する。
- （２）選定委員会が選定基準に基づき審査し、合計得点が最も高い申請者を候補者とし、

次に合計得点が高い申請者を次点者とする。

- (3) 合計得点には基準点を設け、合計得点が最も高い申請者が基準点に満たないときは、適当な候補者がなかったものと判断する。
- (4) 申請者が1団体であっても選定委員会で審査し、候補者としての適否を判断する。
- (5) 選定委員会は、選定した候補者を町長に報告し、町長は報告に基づいて候補者を選定し、町議会の議決を経て指定管理者を指定する。

2 選定基準

次に掲げる基準に照らし、候補者として選定する。

- (1) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (2) 施設の適切な管理及び運営に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有していること。
- (4) 収支予算書が、施設を管理運営する上で適切な内容となっていること。
- (5) 事業内容が地域振興に寄与する内容となっていること。

3 指定管理者選定委員会の開催

候補者の選定は申請書類を基にしたプレゼンテーション及びヒアリングにて実施する。

○日 程 令和8年1月13日（火）【予定】

○場 所 河津町役場 災害対策本部室

※詳細については、申請書受付終了後、各申請者に別途連絡する。

4 プレゼンテーション及びヒアリングの留意事項

- (1) 申請者の企業秘密及び知的財産等を保護する観点から、議事内容も含めて非公開とする。ただし、企業秘密及び知的財産等を除いた部分について、選定委員会の協議により公開する場合がある。
- (2) プレゼンテーションに要する申請者の費用は、すべて申請者の負担とする。
- (3) プレゼンテーションは20分以内、ヒアリングは10分程度とする。
- (4) 欠席又は指定した時間までに参集していない場合は、その理由に関わらず、辞退したものとみなす。
- (5) 使用できる資料は、提出された申請書類のみとし、資料の追加・変更は認めない。
- (6) 出席できる者は、各申請者3名以内とする。出席者については、プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（申請様式8号）により、実施日の3営業日前までに河津町総務課に電子メールにて報告すること。
- (7) プロジェクター及びスクリーンは町で用意するが、パソコンは必要に応じて申請者が準備すること。

5 選定結果の通知及び公表

- (1) 選定結果は書面にて申請者全員に通知する。

(2) 選定結果については、候補者を本町ホームページに掲載する。

(3) 申請者は選定結果についての異議申立、選定の経緯等を個別に問い合わせることはできない。

6 評価項目と配点

指定管理者選定審査基準表

評価項目	評価の視点	配点	評価点
経営に関する計画	収支計画（積算根拠）や利用者見込みは適正か	5	
	管理経費の節減対策はどうか	5	
団体の状況 基本方針	団体の経営状況、事業実績はどうか	5	
	施設の管理に関する基本的な考え方はどうか	5	
管理運営の能力	類似施設を良好に運用したノウハウ、実績はあるか	5	
	運営の効率化について、具体的かつ効果的な方策が提案されているか	5	
組織体制に関する 計画	管理運営体制及び職員の配置は適正か	5	
	地元雇用、地元事業者の活用が配慮されているか	5	
	職員の資質を高めるため、研修等の実施が考えられているか	5	
施設利用計画	ドローンを活用した取組みの具体性、実現性はどうか	5	
	自主企画イベント等の具体性、実現性はどうか	5	
	町等の要請に対する協力について、配慮されているか	5	
	利用者の要望や意見、苦情への対応方法が的確に提案されているか	5	
地域との連携	地域の振興に寄与できるか（地域との連携・交流）	5	
	施設周辺の地元住民との調整策は十分か	5	
	地域資源を活かした提案がされているか	5	
危機管理体制	避難所としての機能維持、地域住民の避難行動について配慮されているか。	5	
	安全管理・危機管理への取組みは十分か(マニュアルの整備等)	5	
	個人情報の保護、情報公開に対し、必要な措置を講ずる提案がされているか	5	
その他	管理運営に係るPRの実施計画又はその他特筆事項にて効果的な方策が示されているか	5	
合計得点		100	

評価点
 5点＝特に優れた内容
 4点＝優れた内容
 3点＝普通
 2点＝劣った内容
 1点＝非常に劣った内容

第 11 候補者選定後における手続き等

(1) 候補者との協議

- ア 候補者と当該施設の管理運営業務の細目について協議を行い、町は候補者の計画に対して、必要に応じ計画内容の趣旨を変更しない範囲内において、修正を求めることができるものとする。候補者は町からの修正の求めがあった場合、修正に応じなければならない。
- イ 修正協議が整わない場合には、選定委員会の審査において次点者となった申請者を候補者として再協議を行う。

(2) 指定管理者の決定

- ア 協議が整った候補者については、自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者として指定する議案（指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、指定管理者に指定する団体等の名称及び住所、指定管理期間）を河津町議会に上程し、議決後に指定管理者として指定する。
- イ 指定にあたっては文書で通知するとともに、指定管理者として公表する。
- ウ 議会での議決が得られない場合、又は議決を得るまでの間に指定管理者として指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者として指定を行わない。これらの場合、指定管理者として選定された者が申請に関して負担した費用及び開業準備に要した費用については、一切補償しない。

(3) 指定管理者との協定書の締結

指定管理者の指定を受けた者は、議決後に町長と施設の管理に関する基本協定を令和 8 年 3 月末（予定）までに締結する。

第 12 その他留意事項

(1) 指定の取消し及び協定の解除

指定管理者が次の事項に該当するときは、河津町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 9 条の規定により指定の取消し、業務の停止等を行うことがある。

- ア 指定管理者が基本協定に違反したと認めるとき。
- イ 業務開始前に財務状況の悪化等により事業の履行が困難であると認められるとき。
- ウ 社会的信用失墜などにより、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- エ その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することができないと認められるとき。

(2) 指定管理者選定委員との接触の禁止

申請者は指定管理者選定委員に対し、接触の事実が認められた場合は失格とすることがある。

(3) 建物・敷地

事業を行うにあたり、大規模な建物の改修や解体・建設等を計画する場合、事業計画書に記載することとする。

(4) 町産業の活用、雇用の確保

事業遂行上必要となる物資調達や雇用については、可能な限り町内事業者や町内在住者を優先すること。

第13 公募のスケジュール

公募選定のスケジュールは以下のとおりとする。

内 容	日 程
(1) 募集公告	令和7年 6月30日 (月)
(2) 公募資料の配布	令和7年 6月30日 (月) から 令和7年10月27日 (月) まで
(3) 事業説明会・現地説明会の参加申込	令和7年10月20日 (月) 午後5時まで
(4) 事業説明会・現地説明会	令和7年10月27日 (月) 10時から
(5) 公募に関する質問書の受付	令和7年10月27日 (月) から 令和7年11月 7日 (金) 午後5時まで
(6) 質問への回答	令和7年11月14日 (金)
(7) 申請書類の受付【事前確認含む】	令和7年11月14日 (金) から 令和7年12月15日 (月) 午後5時まで 【事前確認：令和7年12月8日 (月) まで】
(8) 指定管理者選定委員会 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年1月13日 (火)【予定】
(9) 選定結果の通知	令和8年1月下旬
(10) 協定内容の事前協議	令和8年2月頃
(11) 河津町議会 上程	令和8年3月
(12) 指定の通知	河津町議会議決後速やかに
(13) 協定書の締結	令和8年3月末【予定】

第 14 配布資料

- (1) 旧河津町立東小学校施設指定管理者公募要項
- (2) 旧河津町立東小学校施設指定管理業務仕様書
- (3) 旧河津町立東小学校施設指定管理者公募様式集
 - ア 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
 - イ 事業計画書（申請様式 2 号）
 - ウ 収支計画書（申請様式 3 号）
 - エ 団体役員名簿（申請様式 4 号）
 - オ 誓約書（申請様式 5 号）
 - カ 共同事業体構成員調書（申請様式 6 号）
 - キ 委任状（申請様式 7 号）
 - ク プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（申請様式 8 号）
 - ケ 説明会参加申込書（申請様式 9 号）
 - コ 質問書（申請様式 10 号）
 - サ 辞退届出書（申請様式 11 号）

第 15 問い合わせ

〒413-0595

静岡県賀茂郡河津町田中 212-2

河津町役場 総務課

E-mail soumu@town.kawazu.lg.jp

電話：0558-34-1913 FAX：0558-34-0099

開庁時間：午前 8 時 15 分から午後 5 時（土日祝日を除く）

※公募に関する質問・照会の受付は電子メールのみの対応とする。